**第３次山鹿市総合計画策定支援業務 基本仕様書**

**１　委託業務名**

　第３次山鹿市総合計画策定支援業務

**２　委託業務の目的**

山鹿市は、2015（平成27）年度に策定した「第２次山鹿市総合計画/計画期間： 2016（平成28）年度～2025（令和７）年度」の10年間を計画期間とし『人輝き飛躍する都市(まち)　やまが』を将来都市像として掲げ、各施策を推進している。

現在の第２次山鹿市総合計画は、令和７年度をもって計画期間の満了を迎えるため、令和８年度以降の長期的・計画的な視点に立った持続可能な新たなまちづくりの指針となる第３次山鹿市総合計画を策定する必要がある。

新たな総合計画の策定にあたっては、国及び県の総合戦略を勘案し、デジタルの力を活用した山鹿市の社会課題解決や魅力向上を図ることとして、「第３期山鹿市総合戦略（仮称）（以降：地方版総合戦略）と一体のものとして策定する。

本プロポーザルは、まちの将来都市像を具体的に示し、実効性の高い計画になるよう策定過程における支援業務を委託するにあたり、事業者からの提案を広く募集し、豊富な経験と高い専門知識を有する者を選定するため実施するものである。

**３　委託期間**

契約締結日から令和８年３月３１日（火）まで

※債務負担行為に基づく複数年（令和６年度・７年度の２か年）契約とする。

**４　委託業務の内容**

本業務は、「第３次山鹿市総合計画策定」に関する一式とし、おおむね以下の業務内容とする。

　この項目は、別紙「第３次山鹿市総合計画の策定方針」に基づき第３次山鹿市総合計画の策定に必要と思われる支援内容を記載しており、プロポーザルの実施に置いて決定した受託者の企画提案により調整する場合がある。

令和６年度

（１）計画準備

本業務の目的を十分把握し、合理的かつ能率的な工程別の作業計画を立案するものとする。

また、業務の遂行に必要となる資料収集について市と調整を図り、適切な作業計画とする。

（２）基礎調査と分析

　・本市の地勢や地域特性、本市を取り巻く社会動向と課題の考察

　・人口や市民所得等に関する県内自治体との比較や要因分析

　・上記のほか、今後のまちづくりに資する効果的な調査・分析

　・山鹿市長期人口ビジョンの改定に向けた調査・分析

【役割分担】

|  |  |
| --- | --- |
| 委託者 | 受託者 |
| ・山鹿市長期人口ビジョン（令和２年３月改訂版）の提供  ・アンケート調査資料の提供  ・基礎データ資料の提供 | ・考察、分析資料の作成  ・山鹿市人口ビジョンの改定に向けた調査・分析 |

（３）現計画の進捗状況の把握、評価、検証及び分析

　・現計画における各施設の進捗状況等に対する評価・分析を行うため、調査方法や評価、検証及び公表についての考え方や手法を提案すること。

【役割分担】

|  |  |
| --- | --- |
| 委託者 | 受託者 |
| ・調査シートの検討・作成・確定  ・庁内おける調査シートの集約 | ・評価分析  ・分析資料の作成  ・本市の課題抽出・考察・提案 |

（４）新たな総合計画のあり方の検討及び提案

ア　別紙第３次山鹿市総合計画の策定方針に基づき、第３次山鹿市総合計画の計画期間と計画構造については次のとおりとする。

　　・計画期間（令和８年度～令和１５年度の８年間）

　　・計画構成（基本構想、アクションプランの２層構成）

　　・地方版総合戦略と一体化

イ　上記の項目を踏まえた新たな総合計画の計画期間及び構成の提案

ウ　新総合計画における「基本理念」、「将来都市像と将来目標」

【役割分担】

|  |  |
| --- | --- |
| 委託者 | 受託者 |
| ・策定方針の提供  ・資料の確定 | ・計画期間の考察・提案  ・計画構成の考察・提案  ・地方版総合戦略との一体化による課題抽出・考察・提案 |

令和６年度・７年度

（５）市民を対象にしたワークショップ等の運営支援

　未来の山鹿市の理想の姿をテーマとして、今後の方向性を考え、提言としてまとめるともに、市民と行政との共通認識を深めるために、若年層を含めた市民を対象にしたワークショップを実施する。

　実施に際しては、ワークショップの企画提案、資料作成、収集した意見及び課題や分析結果の取りまとめ等の支援を行う。

　　【対象】①旧市町単位５地域（山鹿市、鹿北町、菊鹿町、鹿本町、鹿央町）

　　　　　　　の住民　各地域１か所

　　　　　　②本市にある高校４校の生徒　１か所

　　　　　　※①、②で実施回数は６回予定

　　　　　　※ワークショップの会場は原則市の施設を予定している。

※会場使用料は受託者負担とする。

【役割分担】

|  |  |
| --- | --- |
| 委託者 | 受託者 |
| ・実施方針の確定  ・会場手配、備品準備 | ・企画、提案  ・ワークショップの運営支援  ・ファシリテーター等の設置  ・資料の作成支援  ・収集した意見の整理と分析  ・議事録の作成支援 |

（６）各種会議の運営等に関する支援

　総合計画審議会や策定委員会等の会議の資料作成支援及び会議へ参加する。

・会議運営に関する支援

　・会議への出席と助言（１０回程度を想定）

　・資料の作成支援

　・意見の整理と分析

令和７年度

（７）基本構想及びアクションプラン策定支援

・新たな山鹿市人口ビジョンの策定

・市が把握している産業構造の将来推計及び第２次総合計画の成果等を踏まえた、基本構想及びアクションプラン素案作成に対する支援を行う。

・令和６年度からの継続

（８）総合計画の各施策・事業の進行管理の手法の支援

・総合計画が実効性のあるものとなるよう、施策体系のあり方や達成目標・指標の設定等、総合計画の進捗管理に必要となる手法の提案を行う。

（９）計画書本編及び計画書概要版の作成に関する支援

・ユニバーサルデザインに配慮した計画書本編及び概要版の印刷・製本

・計画書本編及び概要版に掲載すると図表等の提供

　※サイズ、ページ数、製本方法等については受託者の提案を踏まえて協議

　　山鹿の特徴を捉え、計画を利用する職員の士気が上がるような、誰もが見

やすく親しみやすい、図表・地図・イラスト・概念図・写真等を盛り込ん

だレイアウト及びデザインの提案を行う。

　①本編（500部、フルカラー）

　②概要版（1,000部、フルカラー）

（10）その他

・第３次山鹿市総合計画の策定に関して必要と認められる業務

**５　委託業務スケジュール**

　委託業務スケジュールは、以下のとおり想定する。

令和６年度

　ア　計画準備

　イ　基礎調査と分析

　ウ　現行計画の評価と検証

　エ　山鹿市総合計画審議会、策定委員会に関する支援（会議は２回程度開催）

　オ　基本構想及びアクションプランの作成に関する支援

令和７年度

　ア　市民を対象にしたワークショップ

イ　山鹿市総合計画審議会、策定委員会に関する支援（会議は８回程度開催）

　ウ　基本構想及びアクションプランの作成に関する支援

　エ　計画書本編及び計画書概要版の作成に関する支援

**６　成果品**

ア　上記業務に係る報告書及び電子データ（電子媒体一式）

　イ　納入期限

　　　令和６年度　令和７年３月３１日（月）

　　　令和７年度　令和８年３月３１日（火）

ウ　納品場所

　　　山鹿市総務部総合戦略課

**７　委託料（契約上限額）**

１１，１１０，０００円を上限とする。

※　上記金額には、業務において発生する交通費や事務経費等の諸経費、消費税及び地方消費税を含む。また、提案にあたっての目安（上限）となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定することとなるため、上記の金額と必ずしも一致しない。

**８　著作権等**

（１）本業務において作成するすべての資料及び電子データについて、第三者（山鹿市及び受託業者以外の者)が所有する素材を用いる場合には、受託者により著作権処理等を行うこととする。

（２）受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

（３）使用する映像・画像の被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないような措置をとること。また、本業務において使用する映像・画像及び音声に係る肖像権、著作権などの権利関係の処理・調整を行うこと。

（４）委託業務により作成した成果物及び新たに撮影した画像の著作権(著作権法第２７条及び第２８条に規定する権利を含む。)は、山鹿市に帰属するものとする。

（５）受託者は本業務において作成した成果物について、著作者人格権を行使しないものとする。

**９　特記事項**

（１）受託者は、業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

（２）業務の遂行に必要な資料・画像等は、原則として受託者において入手するものとし、それらに係る一切の費用(使用料、謝礼等を含む。)は受託者の負担とする。ただし、山鹿市において提供可能な資料等がある場合は、必要に応じて随時貸与又は提供する。なお、貸与した資料の複製・複写の可否、返却等については山鹿市の指示に従うこと。

（３）本業務の実施にあたっては、業務を円滑で効果的に実施するため、業務目的を十分に理解の上、必要な経験及び能力を有する十分な数の技術者を配置すること。また、山鹿市及び関係者との連絡調整を迅速に行える体制を整えること。

（４）受託者は契約締結後、速やかに山鹿市と打ち合わせを行い、委託業務の実施に係る具体的な計画書を作成し、山鹿市に提出すること。（任意様式）

（５）受託者は業務遂行にあたって、山鹿市との打合せ（オンライン可）を綿密に行い、打合せ記録の議事録を作成するとともに、進捗状況を随時報告すること。

（６）国内における新型コロナウイルス感染症等の感染拡大やその他予期しない自然災害等の発生により、業務の遂行に困難を生じた場合は、速やかに山鹿市と協議のうえ、柔軟な対応を図るものとする。

（７）この仕様書に定めのない事項又は業務上疑義が生じた場合は、その都度、山鹿市と協議して対応すること。